別添１－１

土地家屋調査士研修実施要領の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【改正前】
第１条～第２条（略）	（同左）
（研修等の科目） 第３条　研修における研修科目は、別表の認定基準表のとおりとする。	（研修等の科目） 第３条　研修における研修科目は、土地家屋調査士ＣＰＤ認定基準表のとおりとする。
２　日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、必要に応じ前項の研修科目の変更及び追加を行うことができる。	２　（同左）
３　連合会は、研修科目について、必要に応じ、ブロック協議会及び土地家屋調査士会（以下「調査士会等」という。）へ意見を求めることができる。	３　（同左）
第４条～第12条（略）	（同左）
附則（第３条及び別表） （施行期日） １　この要領は、令和６年９月18日から施行する。	（新設）